

不動産鑑定業者（宮城県知事登録）の「新規」の登録

手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 1 項
手続対象者	不動産鑑定業を営もうとする者
提出時期	登録を受けようとするとき随時
手数料	15,600 円の宮城県収入証紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。 〔手数料条例第 2 条〕 ※国の収入印紙とまちがわないよう御注意ください。

【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）	○	○
		裏（第二面）	○	○
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八 添付書類（イ）	○	○
3	事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面	別記様式第八 添付書類（ロ）	○	○
4	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 法人：「当社は」及び「私共役員は」（役員 1 名の場合「私は」） 個人：「私は」	○	○
5	法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面	専ら当該事務所においての勤務を命じたことを証する書面（辞令、異動通知等の写し） ※ 1 申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）	◇※1	◇※1
6	その他国土交通省令で定める書面	定款または寄付行為	○	—
		登記事項証明書	○	—
		略歴書：登録申請者（法人である場合にはその役員）、 専任不動産鑑定士 略歴書一覧	○	○
7	住民票の抄本等	※ 2 住民基本台帳ネットワークシステムに加入している市町村に住民票がある場合は不要	—	◇※2
8	専任不動産鑑定士の資格を証明する書面	専任不動産鑑定士の鑑定士資格を証明するもの（鑑定士登録番号の確認できるもの）	○	○

提出部数	正本一通及び副本二通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。） 〔法に基づく公告の方法及び書類の提出部数を定める規則第 3 条〕
提出・問い合わせ先	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県企画部地域振興課 土地対策班 Tel 0 2 2 - 2 1 1 - 2 4 4 1